

資料 4. 基本設計調査協議議事録 (2000年5月31日 和文)

中華人民共和国  
黄河中上流域保全林造成計画基本設計調査  
協議議事録

日本政府は、予備調査の結果に基づき、「中華人民共和国黄河中上流域保全林造成計画」(以下、計画という)に関する基本設計調査の実施を決定し、その実施を国際協力事業団に委託した。

国際協力事業団は、国際協力事業団無償資金協力部審査室長中川和夫を団長とする基本設計調査団(以下、調査団という)を2000年5月21日から7月18日まで中華人民共和国に派遣した。

調査団は、中華人民共和国政府関係者(以下、中国側という)と協議するとともに、対象地域において現地調査を実施した。

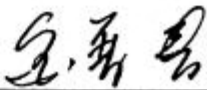

協議の結果、双方は附属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き調査を実施し、基本設計調査報告書を取りまとめる予定である。

本議事録は、本文と附属書から構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2000年5月31日 北京にて

日本国  
国際協力事業団  
基本設計調査団長  
中川 和夫

中華人民共和国  
国家林業局  
国際合作司副司長  
金 普 春



## 附属書

### 1 計画の目的

中国政府は、土砂流出防止及び砂漠化防止のため、また西部大開発計画の推進のため、黄河中上流域における植林事業を最重要事項の一つとして取り組んでいる。本無償資金協力は、黄河中上流域のうち寧夏回族自治区において中国側が推進する植林事業を支援するため、砂漠固定林のモデルとなる植林を行うことを目的とする。

### 2 責任機関及び実施機関

#### 2-1 責任機関

中華人民共和国国家林業局

#### 2-2 実施機関

寧夏回族自治区林業庁

### 3 要請内容

計画対象地域は、寧夏回族自治区寧夏平原東部地域に位置する塩池県、靈武市、陶楽県であり、別添1にその位置をしめす。

予備調査団及び本調査団との協議を通じ、中国側から最終要請された計画面積及び施設・機材の内容は別添2のとおりである。

### 4 協力の基本方針

国際協力事業団（以下、JICA という）は今後の現地調査及び国内解析により、これら要請内容の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本政府にその承認を推薦する。ただし、本計画の植栽面積、施設・機材の品目数量については、最終的には本計画にかかる予算等を考慮して日本政府が決定する。

### 5 日本の無償資金協力の仕組み

調査団は、別添3に示した日本の無償資金協力の仕組みをあらためて説明し、中国側はこれを十分に理解した。また中国側は、本計画に対する無償資金協力が実施された場合、協力の円滑な実施のために別添4に記載されたとおり、中国側が行うべき必要な措置を理解しまたそれを行うことを表明した。

### 6 調査の予定

6-1 本調査団は、引き続き2000年7月18日まで調査を継続する。



6-2 JICAは基本設計概要書を作成するとともに、基本設計概要説明調査団を2000年10月頃に派遣し、基本設計の概要について中国側に説明するとともに、中国側の必要準備事項を確認する。

6-3 基本設計概要書の内容について、中国側に原則的に受け入れられた場合、JICAは基本設計調査報告書を作成し、これを2001年1月頃中国側に送付する。

## 7 その他の協議事項

### 7-1 面積について

面積については、予備調査時には4000ha程度の要請であったが、その後中国側が計画対象地の詳細調査を行い、今回あらためて4414haを要請した。この取り扱いについて日中双方協議の結果、以下のとおり合意した。

- (1) 基本設計現地調査対象面積は4414haとする。
- (2) 基本設計対象面積（植栽地及び作業道などの付帯地を含む）は4200ha程度を目途として、別添5の計画対象地選定基準にもとづき、現地調査終了時まで日中双方で調整を行う。

### 7-2 農家が居住かつ使用している区域の取り扱いについて

今回要請された計画対象地のうち、農家が居住かつ使用している区域については、日中双方協議の結果、以下の方針により対応することに合意した。

- (1) 農家が居住かつ使用している区域は、原則として本計画の基本設計対象地から除外する。
- (2) 塩池県には現時点で農家が居住かつ使用している区域が存在する。中国側の説明によれば、当該農家は本年年末までに完成予定の灌漑計画に基づき、移転することとなっている。同区域については、今回の現地調査において、その状況を十分確認することとするが、本年10月に予定されている基本設計概要説明調査時に、灌漑計画が予定通り進んでいないことが確認された場合は、その時点で同区域を除外する。

灌漑計画が予定通り進捗し、同区域を本計画に含める場合、本計画の実施が決定された場合の詳細設計調査時に、移転計画の進捗状況を確認し、遅延が予想される場合は施工計画の調整により対処する。

④

### 7-3 植栽樹種

植栽樹種については別添6を樹種候補として、苗木の調達事情、樹種の特性、及び住民の意向等を検討のうえ、基本設計を行うことに日中双方合意した。

### 7-4 供与施設及び機材

- (1) 調査団は、供与施設及び供与機材については、本計画の植栽地の維持管理、及び訓練普及に使用するものを中心として、その必要性や妥当性を検証し、中国側の使用計画、予算、人員などの体制が確認できるものについて基本設計を行うことを説明し、中国側はこれを理解した。
- (2) 調査団は、中国側要請内容のうち、本計画による植林事業の施工のためのみに必要となる臨時的な施設や機材については、工事前仮設・工事前資機材として整理することを説明し、中国側はこれを理解した。

### 7-5 給水設備

本計画対象地域のうち、適切な灌水を行うことが苗木の活着率向上のために特に重要な地域について、給水手段を検討することとし、その設備及び灌水を行う範囲については、代替案を比較検討して適切な方法を選定することについて日中双方合意した。

### 7-6 防護柵

調査団は、植林地を保護する柵の設置の必要性を確認した。ただし、費用対効果の点から、植栽区画の全周囲ではなく必要性に応じて設置し、またその仕様は必要最低限のものとするに日中双方合意した。

### 7-7 モデル効果発揮のための方策

- (1) 本計画は、寧夏回族自治区における治砂造林計画の推進のため、各県レベルの治砂担当者の技術モデルとしての役割、並びに農家などが積極的に植林事業に参加するための普及モデルの役割を果たす必要があることを、日中双方確認した。
- (2) 調査団は、本計画は、植林技術の確実性と植林費用の両面に配慮した計画とすることが重要であることを説明し、中国側はこれを理解した。
- (3) 中国側は、モデル効果を発揮するためのいくつかの方策のうち、本計画による植林地をモデルとして、寧夏回族自治区内の実施機関担当者及び住民に対して訓練・普及するための手法向上及び体制強化について、

85

技術指導及び機材供与による日本政府の協力を要請した。

調査団は、中国側が実施する訓練普及活動に対する付帯的な技術支援の必要性とその内容について、本現地調査を通じて確認し、必要性が認められたものについては基本設計対象に含めることを説明し、中国側はこれを理解した。

#### 7-8 実施体制

- (1) 双方は、日本の無償資金協力の仕組み及び中国側の事業管理体制について理解し、現時点で考えられる本計画の実施体制について別添7のとおり合意した。
- (2) 中国側は、寧夏回族自治区林業庁に設置されている項目工程弁公室、及び塩池県、靈武市、陶楽県の各治砂弁公室は、本計画の実施段階において中国政府と日本企業との契約にもとづき、林業庁の事業実施における管理・調整を担当する部局となることを説明した。

#### 7-9 維持管理

- (1) 双方は、日本の無償資金協力による植林は、本計画全体における必要な活動の一部であり、中国側により必要な保育と維持管理計画を実施することによって成林及び治砂効果の発揮が達成されることに合意した。
- (2) 中国側は、林地の維持管理の方法として、国有地には専任の森林保護隊員、集団所有地には集団請負、集落の状況によっては農家請負とする方針であることを説明した。調査団は、これらの保護隊員及び請負業務の内容や配置計画については、本現地調査を通じて確認することを説明した。

7-10 調査団は、森林が地球規模の気候変動の軽減に寄与し、二酸化炭素の吸収源として重要であることを説明し、中国側は森林の持つ二酸化炭素の吸収源としての機能について理解を示した。

#### 8 その他

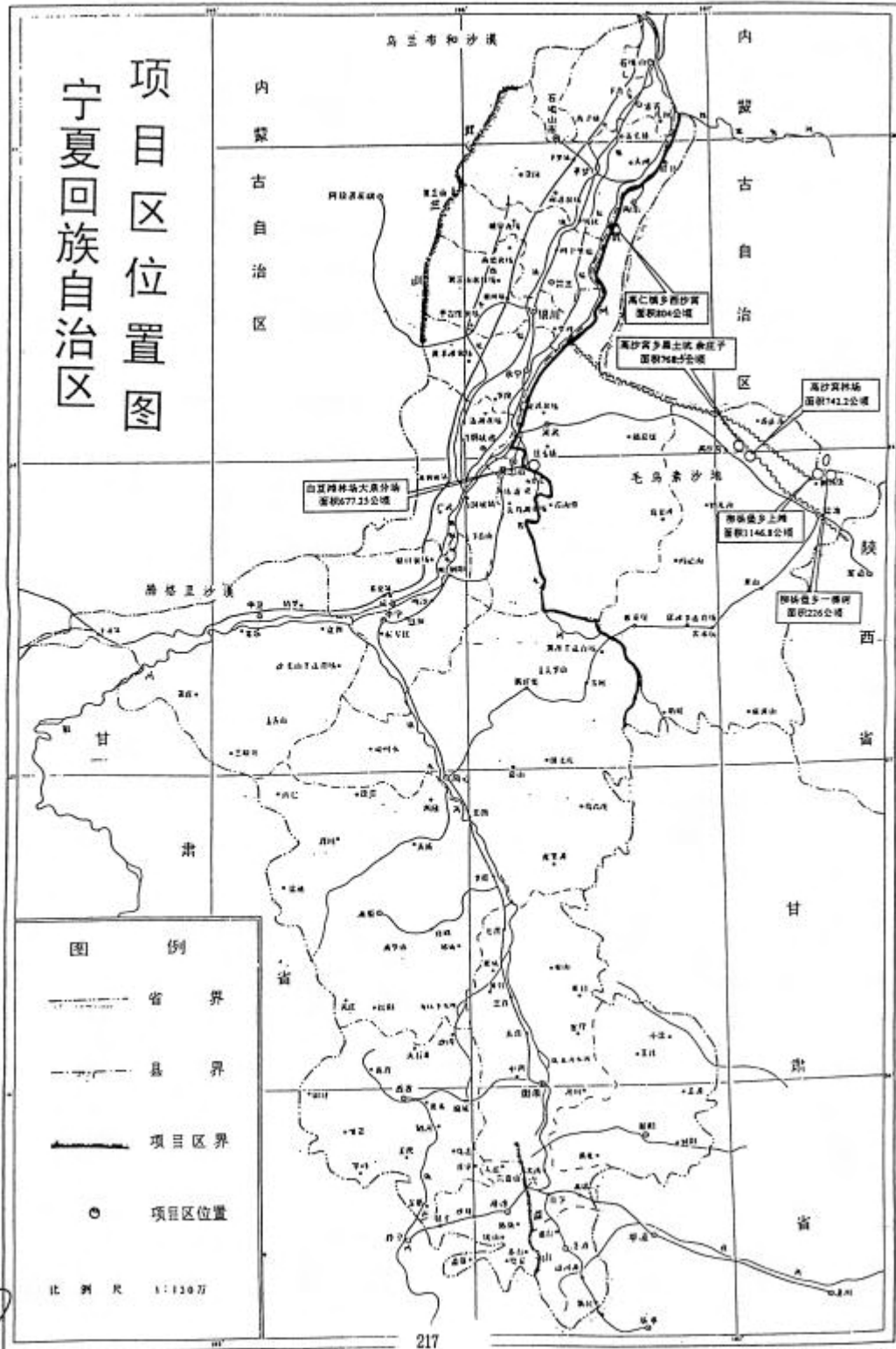
中国側は、黄河中上流域の土砂流出及び砂漠化の防止の為、「山西省しん水河流域造林計画」の重要性を説明し、その早期実現を切望した。その為、中国側は、山西省全域に於ける植林事業の中での当該計画の位置付けを明確にし、日本政府関係機関に対し説明する用意がある旨表明した。

- 別添 1 調査対象地域
- 別添 2 要請内容
- 別添 3 日本の無償資金協力の制度
- 別添 4 中国側負担事項
- 別添 5 計画対象地選定基準
- 別添 6 樹種一覧表
- 別添 7 実施体制



图 1

刘添1



## 寧夏回族自治区生態防護林造林計畫事業内容

1. 治砂造林	(1) 苗木
	(2) 整地
	(3) 植栽 (人工植草を含む)
	(4) 高分子吸収剤
	(5) 藁格子被覆工
	(6) 保育管理
	(7) 人工灌水
2. 関連施設建設及び物資	
3. 設備	(1) レンタル設備
	(2) 購入設備
4. 保険	(1) 火災保険
	(2) 人員保険
5. 技術交流訓練	(1) 技術交流
	(2) 国内外専門家招聘
6. 予測不可能な経費	



寧夏回族自治区治砂造林計画面積調整一覽表

県名	郷(鎮)・造林地区名	造林種別区分	旧計画面積 (ha)	新計画面積 (ha)	増減 (ha)
塩池県	高沙窩郷 黒土杭	湿潤型流動沙漠固定造林	200.00	776.62	176.62
	高沙窩郷 余庄子	半湿潤型流動沙漠固定造林	400.00		
	高沙窩郷 林楊	乾燥型流動沙漠固定造林	200.00	749.98	549.98
	柳楊堡郷 上灘	荒漠化軽度塩害地造林	1,600.00	1158.82	-441.18
	柳楊堡郷 一裸樹	荒漠化中度塩害地造林	266.67	228.37	-38.30
			塩池県小計	2,666.67	2913.79
靈武市	大泉郷	乾燥沙漠緑化造林	666.67	688.40	21.73
陶楽県	高仁鎮	湿潤型砂漠固定造林	666.67	811.85	145.18
		半湿潤型砂漠固定造林			
		合計	4000.00	4414.04	414.03

寧夏回族自治区生態防護林造林計画関連施設及び物資一覧表

	名称	単位	合計	塩池県	陶楽県	靈武市
1	造林用施設					
1.1	林道	km	98	60	16	22
1.2	林道被覆工	ha	638	345	168	125
1.3	テント	箇所	12	8	2	2
1.4	苗木仮置場	箇所	15	7	5	3
1.5	井戸	本	2	0	0	2
1.6	展望塔	基	6	4	1	1
1.7	柵		103	74	13	16
2	防火施設					
2.1	森林防火点	箇所	11	7	2	2
2.2	事務所施設	棟	11	7	2	2
2.3	宿泊施設	棟	11	7	2	2
3	防虫薬剤	ha	11771	7278	2417	2077

寧夏回族自治区生態防護林造林計画設備一覽表

	名称	単位	数量計	自治区	塩池県	陶楽県	靈武市
1	管理用機材						
1.1	事務設備						
1.1.1	デスクトップPC	台	8	5	1	1	1
1.1.2	ノートPC	台	6	3	1	1	1
1.1.3	レーザープリンタ	台	4	1	1	1	1
1.1.4	インクジェットプリンタ	台	1	1			
1.1.5	外付けハードディスク	台	1	1			
1.1.6	コピー	台	4	1	1	1	1
1.1.7	スキャナー	台	4	1	1	1	1
1.1.8	ファクス	台	4	1	1	1	1
1.1.9	無停電電源装置	台	8	5	1	1	1
1.2	通信用機材						
1.2.1	無線						
1.2.1.1	中継局	台	3		1	1	1
1.2.1.2	基地局	台	2		2		
1.2.1.3	携帯無線機	台	30	2	16	6	6
1.2.2	移動電話	台	2	2			
2	保育用機材						
2.1	防火						
2.1.1	背負式消火器	台	60		40	10	10
2.2	森林保護						
2.2.1	オートバイ	台	12		8	2	2
2.3	防虫						
2.3.1	背負式噴霧器	台	60		40	10	10
3	訓練・普及						
3.1	モニタリング						
3.1.1	スキャナー	台	1	1			
3.1.2	プロッター	台	1	1			
3.2	訓練						
3.2.1	ビデオカメラ	台	1	1			
3.2.2	ビデオデッキ	台	1	1			
3.2.3	ビデオ編集システム	台	1	1			
3.2.4	ビデオ編集機	台	1	1			
3.2.5	スライドプロジェクター	台	1	1			
3.2.6	モニター	台	4	4			
3.2.7	カメラ	台	1	1			
3.2.8	ホワイトボード	台	8	8			

寧夏回族自治区生態防護林造林計画レンタル設備一覧表

	名称	元 / 日・台	合計		項目弁公室		塩池県		陶楽県		靈武市	
			日	台 / 年	日	台 / 年	日	台 / 年	日	台 / 年	日	台 / 年
1	業務用											
1.1	管理検査用業務車両	600	3020	4	740	1	760	1	760	1	760	1
1.2	広報普及用中型バス	800	480	1	480	1						
2	営林用											
2.1	ピックアップトラック	250					210	23	240	6	240	7
2.2	大型バス	700					210	23	240	6	240	6
2.3	給水車	450									117	8
2.4	苗木物資運搬車						375	26	51	9	140	19
3	防虫薬剤運搬車						30	5	40	2	40	2

55

## 日本の無償資金協力の制度

## 1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力は別表に示す手順により行われる。

## 2. 調査の位置付け

## (1) 調査の内容

JICAが実施する調査（基本設計調査）は、要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償資金協力として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償資金協力の制度・方針等を勧案し、基本構想が確認される。

また、無償資金協力として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

## (2) コンサルタンの選定

調査の実施に際して、JICAは登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントはJICAの指示に基づいて基本設計調査を行い、報告書を作成する。

なお、無償資金協力の実行がE/Nにより決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICAは当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

## 3. 無償資金協力のスキーム

## (1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を許さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務、（技術あるいは輸送等）を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような

(8)

原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名（E/N）が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間（一財政年度）の延長が可能である。

(4) 生産物及び役務の調達

贈与によって調達される生産物及び役務は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民又は被援助国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国（日本国及び当該国以外）の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。

但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及び

国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。

- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。
- 7) 「適正使用」  
贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。
- 8) 「再輸出」  
贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。
- 9) 銀行取り決め
  - a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。
  - b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

(43)

(別表)

無償資金協力業務の手順

段階	業務手順	相手国政府	日本国政府	VOIC	インフラマネージャ	建設業者	その他
選請	<p>要請</p> <p>案件の検討 → 要請書の評価 → 案件の確認</p>						
調査	<p>予備</p> <p>予備調査 → 現地調査・国内作業報告書作成</p>						
	<p>基本設計</p> <p>基本設計調査 → プロポーザル方式によるコンサルタントの選定 → 現地調査・国内作業・報告書作成</p> <p>報告書(案)の説明 → 最終報告書</p>						
プロジェクトの審査と承認	<p>プロジェクトの審査</p> <p>最終審査</p> <p>交換公文(案)の提示</p> <p>閣議議決</p>						
プロジェクトの実行	<p>交換公文の署名</p> <p>取極め</p> <p>コンサルタント契約 → 確認 → 支払い証明の発行</p> <p>入札図書仕様書 → 相手国の承認 → 入札準備</p> <p>入札・評価</p> <p>建設契約 → 確認 → 支払い授權書</p> <p>建設 → 完了証明 → 支払い授權書</p> <p>運営 → 評価調査</p>						
閉鎖とフォローアップ	<p>終了時評価 → フォローアップ</p>						

48

6